

マージン率等の公開について

「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は毎年事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開致します。
（法第23条第5項）

1. 事業所

事業所	本社
所在地	東京都中央区日本橋小伝馬町10番11号日本橋府川ビル

2. 労働者派遣実績

派遣労働者数	4
派遣先事業所数	1
労働者派遣の料金（1日8時間当たりの平均） ①	64,540 円
派遣労働者の賃金（1日8時間当たりの平均） ②	29,011 円
マージン率（①-②）÷①	55.05 %

マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（福利厚生費、有給取得、採用費、労務管理費、教育訓練費等）なども含まれております。

3. 教育訓練

教育訓練内容	訓練方法	費用負担	賃金支給
入社時研修	OFF-JT	無償	有給
個人情報保護に関する研修	eラーニング	無償	有給
情報セキュリティに関する研修	eラーニング	無償	有給
コンプライアンス研修	eラーニング	無償	有給
職種別研修 ※対象者限定	OFF-JT	無償	有給

4. 福利厚生関連

（1）社会保険（健康保険・厚生年金保険・出版企業年金基金）、労災保険完備
（2）年次有給休暇の付与制度
（3）法令に基づく定期健康診断の実施
（4）産前・産後、育児休業等の各種休暇制度
（5）キャリア開発支援制度
（6）クラブ活動援助金
（7）ベネフィットステーションへの加入 他

5. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項について

労使協定を締結しているか否か	締結済み
労使協定対象労働者の範囲	全派遣社員
労使協定の有効期間	2026年4月1日～1年間